

令和8年5月26日

福祉総務課  
直 通:092-643-3243  
内 線:3208、3221  
担当者:山田、坂梨

## 民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰 伝達式について

厚生労働大臣から委嘱され、各市町村において活動する民生委員\*<sup>1</sup>・児童委員\*<sup>2</sup>は、住民の方の最も身近な相談者・支援者です。

多年にわたり民生委員・児童委員を務め、地域福祉活動の要として御尽力いただいた方々に、服部知事から厚生労働大臣特別表彰を伝達します。

- 1 日 時  
令和8年5月29日(金曜日) 13時00分～13時30分
- 2 場 所  
県庁 講堂 (行政棟3階)
- 3 被表彰者  
85名 (政令市・中核市在住の方を除く。)
- 4 出席予定者  
26名
- 5 伝達者  
福岡県知事 服部 誠太郎
- 6 式次第  
(1) 厚生労働大臣特別表彰伝達  
(2) 知事祝辞  
(3) 被表彰者代表挨拶  
(4) 記念撮影

### <今回の表彰基準>

令和6年12月1日から令和7年11月30日の間に辞職した者で、次のいずれかに該当する者

ア おおむね20年以上の在職期間がある者

イ 75歳以上の者であって、おおむね15年以上の在職期間がある者

## ※1、※2 民生委員・児童委員の概要

### 1 民生委員・児童委員の位置付け

- 民生委員法において、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」と規定。各市町村に置かれる民間奉仕者で、住民の最も身近な相談・支援者。
- 民生委員は、児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦の福祉の向上のため必要な相談・援助等を行う「児童委員」を兼ねる。  
児童委員のうちから児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を委嘱する。「主任児童委員」には、地域における児童健全育成活動の中心となり積極的な活動が期待できる者を選出。

### 2 委嘱手続

- 知事は、人格見識が高く、広く社会の実情に通じかつ社会福祉の増進に熱意のある者として市町村の民生委員推薦会から推薦された者について、都道府県社会福祉審議会の意見を聴き、厚生労働大臣に推薦
- 厚生労働大臣は、知事の推薦に基づき委嘱
- 任期は3年（次回の一斉改選は令和10年12月1日）

### 3 主な活動内容

民生委員・児童委員は、次のような幅広い活動を行っている。

- 調査・実態把握（高齢者、障がいのある方、生活困窮者などに関する情報収集や状況把握等）
- 相談支援（様々な相談の受付、福祉サービスの情報提供等）
- 行事等への参加協力（市町村が主催する諸会議や、学校行事への参加等）
- 地域福祉活動等（市町村社会福祉協議会などが行う福祉活動への参加等）